

令和4年(2022年)12月20日

報道機関各位

学校教育部保健給食課長
子ども未来部子ども企画課長

就学援助（新入学児童生徒学用品費等）・函館市入学準備給付金に係る報道について（依頼）

このことについて、市では、小学校・中学校・義務教育学校に入学する子どもの保護者に対し、入学準備に係る「就学援助（新入学児童生徒学用品費等）」または「函館市入学準備給付金」を、それぞれ要件を満たした場合に支給しており、今年度は、令和5年1月4日（水）から同月31日（火）までを申請受付期間として、3月上旬に支給を予定しています。

つきましては、下記の事項について、報道くださいますようお願いいたします。

記

1 報道依頼事項

(1) 支給対象者

令和5年1月1日に函館市に住所を有し、同年4月に新小学1年生・新義務教育学校1年生または新中学1年生・新義務教育学校7年生となる予定の子の保護者で一定の要件を満たす方。

※「就学援助」と「入学準備給付金」の支給要件は異なります。12月中に配布される申請書等でご確認ください。支給はどちらか一方のみです。

(2) 支給額

・就学援助（新入学児童生徒学用品費等）

新小学1年生等54,060円

新中学1年生等60,000円

・入学準備給付金

新小学1年生等、新中学1年生等ともに30,000円

(3) 申請書等の配布

新小学1年生等には郵送で、新中学1年生等には小学校および義務教育学校を通じて配布します。

12月末日までに申請書等が届かない場合は、お問合せください。

(4) 申請期間

1月4日（水）～31日（火）（当日消印有効）

(5) 支給方法

給付要件の審査後，3月上旬に，申請された金融機関の口座に振り込みます。

○お問合せ

- ・就学援助 保健給食課 ☎21 - 3547
- ・入学準備給付金 子ども企画課 ☎21 - 3768

2 制度概要について

就学援助の制度概要については，別紙「就学援助（新入学児童生徒学用品費等）における入学前支給について」をご参照ください。

入学準備給付金の制度概要については，別紙「入学準備給付金の概要について」をご参照ください。

（ 学校教育部保健給食課 TEL 2 1 - 3 5 4 7
子ども未来部子ども企画課 TEL 2 1 - 3 9 4 6 ）

就学援助（新入学児童生徒学用品費等）における 入学前支給について

1 趣旨

国公立の小学校・中学校・義務教育学校に入学する子どもがいる世帯で、経済的理由によって就学困難と認められる場合に新入学児童生徒学用品費等を支給し、義務教育の円滑な実施を図る。

2 対象

次の要件を全て満たす世帯

- (1) 令和5年1月1日時点で函館市に住所を有し、令和5年3月末日までに市外へ転出する予定がない世帯
- (2) 令和5年4月に国公立の小学校・中学校・義務教育学校に入学予定の子どもがいる世帯
- (3) 就学援助の認定要件に該当する世帯

3 対象外

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 入学予定の子どもが児童養護施設・母子生活支援施設に入所している世帯
- (3) 入学予定の子どもが私立小・中学校または特別支援学校に入学予定の世帯

4 支給要件

小学校・中学校および義務教育学校に入学予定または義務教育学校7年生に進級予定の子どもがいる世帯

- (1) 令和5年1月1日時点で次のいずれかに該当する世帯
 - ・生活保護が廃止または停止となった世帯
 - ・市区町村民税が非課税（世帯全員）または減免になった世帯
 - ・個人事業税または固定資産税の減免を受けた世帯
 - ・国民年金保険料の全額免除を受けた世帯
 - ・国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けた世帯
 - ・児童扶養手当を受けた世帯
 - ・令和4年7月以降に生活福祉資金（総合支援資金）の貸付を受けた世帯
- (2) 職業安定所登録の日雇労働者が属する世帯
- (3) 保護者の属する世帯の令和3年の総収入額が認定基準額以下に該当する世帯
- (4) その他特に援助が必要と教育委員会が認めた世帯

5 支給金額

- ・小学校および義務教育学校入学予定者 1人につき 54,060円
- ・中学校および義務教育学校入学予定者 1人につき 60,000円

6 スケジュール

令和4年12月	中旬	申請書等配布（申請書，返信用封筒，リーフレット）
令和5年	1月 4日	申請受付開始
令和5年	1月31日	申請受付終了（当日消印有効）
令和5年	2月 下旬	支給決定通知送付
令和5年	3月 上旬	支給（指定銀行口座へ振り込み）

7 特記事項

認定者の拡充を図るため、令和5年4月分から認定基準額が改定されることに伴い、就学援助（新入学児童生徒学用品費等）入学前支給においても改定後の認定基準額を適用し、支給を行います。

入学準備給付金の概要について

(事業開始：平成27年度)

1. 趣旨

子どもの貧困が社会問題化する中、子育て家庭への経済的支援を図るため、小学校、中学校または義務教育学校の入学準備に係る経費として入学準備給付金を支給する。

2. 対象児童

基準日（令和5年1月1日）に市内に住所を有しており、新年度（令和5年4月）に小学校・中学校（特別支援学校含む。）または義務教育学校に新入学となる子ども

3. 支給対象者

基準日（令和5年1月1日）に市内に住所を有しており、対象児童の保護者となっている者

4. 支給金額

対象児童1人につき3万円

(支給要件)

- (1) 入学予定の子どもが第1子または第2子で、保護者の令和4年度（2022年度）市民税算定上の所得額（令和3年中の所得額）を合算した額が、300万円以下の世帯
- (2) 入学予定の子どもが第3子以降の世帯（第3子以降の子どもに限り、保護者の所得額にかかわらず支給対象となります。）

ただし、以下の方は支給対象外となります。

- ・ 生活保護受給世帯
- ・ 母子生活支援施設の入所者および児童養護施設の入所者の保護者
- ・ 入学予定の子どもが就学援助（新入学児童生徒学用品費等）入学前支給の支給対象である保護者

5. スケジュール（予定）

令和4年12月	中旬	申請書等配布（申請書，返信用封筒，リーフレット）
令和5年	1月 4日	申請受付開始
令和5年	1月31日	申請受付終了（当日消印有効）
令和5年	2月 下旬	支給決定通知書送付
令和5年	3月 上旬	支給（指定銀行口座へ振り込み）